

群馬大学大学院保健学研究科執行部会規程

令和 7. 5. 1 制定
改正 令和 7.12.23

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院保健学研究科に、大学院保健学研究科及び医学部保健学科（以下「研究科等」という。）の企画・運営の方針の決定を行うため、保健学研究科執行部会（以下「執行部会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 執行部会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科等の重要事項に関する事項
- (2) 研究科等の教育研究に関する事項
- (3) 研究科等に関する将来計画に関する事項
- (4) その他研究科等に関する必要な事項

(組 織)

第3条 執行部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) パブリックヘルス学環長
- (4) 保健学研究科教務委員長
- (5) 医学部保健学科教務部会長
- (6) 医学部保健学科各専攻主任教授
- (7) その他研究科長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第7号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 研究科長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故ある時は、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。
- 3 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 議事は、出席構成員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長が決定する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は必要と認めた場合は、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

(報 告)

第7条 議長は、執行部会の審議結果について保健学研究科教授会に報告するものとする。

(事 務)

第8条 会議の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、保健学研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和7年5月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第7号の構成員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

附 則

この改正は、令和7年12月23日から施行する。